

答弁書第一〇号

内閣参質一七六第一〇号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武夫 殿

参議院議員佐藤正久君提出中国人船長帰国に際しての中国政府チャーター機の石垣空港使用に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出中国人船長帰国に際しての中国政府チャーター機の石垣空港使用に関する
質問に対する答弁書

一について

御指摘の船長が中国政府のチャーター機で帰国したことは、事実である。

二について

お尋ねの当該チャーター機の石垣空港における燃料の補給については、同空港において燃料の補給業務を行っている事業者からは、当該燃料の補給を行い、現在、当該燃料代の請求手続を行っているところであると聞いている。また、当該チャーター機と同空港の利用に係る着陸料等については、同空港の空港管理者である沖縄県からは、同県の空港の着陸料等に関する条例の規定に基づき着陸料等は免除されたと聞いている。

三について

石垣空港の空港管理者である沖縄県からは、同空港の運用時間外の使用に伴い支給が必要となる、同県が同空港の管理を委託している石垣市の職員に係る超過勤務手当については、これまでも同県が負担して

いるところであり、お尋ねの当該チャーター機の運航に伴い支給が必要となった超過勤務手当についても、中国政府に請求する予定はないと聞いている。

また、同空港の運用時間外の使用に伴い支給が必要となる、同空港に勤務する国土交通省職員に係る超過勤務手当については、これまでも国土交通省が負担しているところであり、お尋ねの当該チャーター機の運航に伴い支給が必要となった超過勤務手当についても、中国政府に請求する予定はない。